

政務活動費の収支報告書等の提出期限について

	収支報告書、 会計帳簿及び 証拠書類等の写しの 提出期限	政務活動費の 返還期限 (残余がある場合)
令和4年度分	4月28日(金) 午後5時まで	5月26日(金)
令和5年 4月分	6月29日(木) 午後5時まで	7月14日(金)